○国土交通省告示第三百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トモエ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形上野の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯四〇度四四分四九秒八九九〇　東経一四〇度〇五分〇六秒七四〇八

二点　北緯四〇度四四分四九秒二〇一〇　東経一四〇度〇五分〇五秒九二八〇

三点　北緯四〇度四四分四八秒七二四八　東経一四〇度〇五分〇四秒八〇二三

四点　北緯四〇度四四分四八秒九一六〇　東経一四〇度〇五分〇三秒三〇五一

五点　北緯四〇度四四分四八秒四六五六　東経一四〇度〇五分〇二秒四六七四

六点　北緯四〇度四四分四八秒三〇五八　東経一四〇度〇五分〇〇秒九八一六

七点　北緯四〇度四四分四八秒二七〇七　東経一四〇度〇四分五九秒四五五六

八点　北緯四〇度四四分四八秒三八九三　東経一四〇度〇四分五九秒三八六〇

九点　北緯四〇度四四分四九秒三三五一　東経一四〇度〇五分〇〇秒三七七四

十点　北緯四〇度四四分四九秒八五六六　東経一四〇度〇五分〇一秒四八五四

十一点　北緯四〇度四四分五〇秒〇三六七　東経一四〇度〇五分〇二秒〇七四六

十二点　北緯四〇度四四分五〇秒〇七〇七　東経一四〇度〇五分〇二秒三六一六

十三点　北緯四〇度四四分五一秒一二七五　東経一四〇度〇五分〇三秒六六〇五

十四点　北緯四〇度四四分五一秒七三三〇　東経一四〇度〇五分〇五秒四八〇七

十五点　北緯四〇度四四分五一秒四五四〇四　東経一四〇度〇五分〇五秒七四六〇

十六点　北緯四〇度四四分五一秒三一七九　東経一四〇度〇五分〇五秒七〇三二

十七点　北緯四〇度四四分五〇秒七〇八　東経一四〇度〇五分〇五秒五一八八

十八点　北緯四〇度四四分五〇秒二九一五　東経一四〇度〇五分〇五秒三四五四

十九点　北緯四〇度四四分四九秒九二二六　東経一四〇度〇五分〇五秒二八一六

二十点　北緯四〇度四四分四九秒六九七八　東経一四〇度〇五分〇五秒二八六六

二十一点　北緯四〇度四四分四九秒三四〇四　東経一四〇度〇五分〇五秒四四九七

二十二点　北緯四〇度四四分四九秒四六九八　東経一四〇度〇五分〇五秒七一七六

二十三点　北緯四〇度四四分四九秒七一〇五　東経一四〇度〇五分〇五秒八五六六

二十四点　北緯四〇度四四分五〇秒〇二二四　東経一四〇度〇五分〇六秒一四六四

二十五点　北緯四〇度四四分五〇秒二一一一　東経一四〇度〇五分〇六秒四五二九

二十六点　北緯四〇度四四分五〇秒〇六七六　東経一四〇度〇五分〇六秒五六七八

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中宇樽部沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県十和田市大字奥瀬字宇樽部国有林

六五林班ろ小班一号から十三号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北大泊沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡今別町大字大泊字鋳釜一一番一一号、二号、二十四号及び二十五号

一一番一〇三号、二十二号及び二十三号

二二番四〇四号から十四号まで及び二十一号

二二番二七十五号及び十六号

二二番七十七号から二十号まで

○国土交通省告示第三百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県新見市神郷油野字寺畝ノ上、字大蔵畝及び字小谷頭の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第三百七十九号で指定した土地の区域を除く。）

一点　北緯三五度〇二分四二秒三二二五　東経一三三度二一分四四秒六九三四

二点　北緯三五度〇二分四二秒一三九一　東経一三三度二一分四二秒二一四二

三点　北緯三五度〇二分四二秒四〇六〇　東経一三三度二一分四〇秒八五三五

四点　北緯三五度〇二分四一秒八四八九　東経一三三度二一分四〇秒二八一六

五点　北緯三五度〇二分四二秒五三四六　東経一三三度二一分三七秒九二五〇

六点　北緯三五度〇二分四四秒九四四六　東経一三三度二一分三四秒六九六六

七点　北緯三五度〇二分四五秒八六九二　東経一三三度二一分三五秒一一六五

八点　北緯三五度〇二分四五秒二〇七七　東経一三三度二一分三七秒四四一四

九点　北緯三五度〇二分四三秒八九五〇　東経一三三度二一分四一秒四〇二五

十点　北緯三五度〇二分四三秒五一二三　東経一三三度二一分四一秒九二二二

十一点　北緯三五度〇二分四三秒五〇四七　東経一三三度二一分四二秒四九一〇

十二点　北緯三五度〇二分四三秒五九三二　東経一三三度二一分四三秒四一一七

十三点　北緯三五度〇二分四三秒四七二九　東経一三三度二一分四五秒六一一〇

十四点　北緯三五度〇二分四二秒四三六四　東経一三三度二一分四六秒八七七三

○国土交通省告示第三百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の前川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県宇土市下網田町字上床及び字水ノ手の区域内の土地のうち、次の一点から四十八点までを順次結んだ線及び一点と四十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三二度三九分四七秒七四一三　東経一三〇度三三分二四秒二三九五

二点　北緯三二度三九分四七秒六六六四　東経一三〇度三三分三四秒四四四二

三点　北緯三二度三九分四七秒〇八九〇　東経一三〇度三三分三五秒〇九五七

四点　北緯三二度三九分四六秒七一五三　東経一三〇度三三分三五秒四三二二

五点　北緯三二度三九分四六秒三五二八　東経一三〇度三三分三六秒一四五五

六点　北緯三二度三九分四六秒〇五〇一　東経一三〇度三三分三六秒三八九八

七点　北緯三二度三九分四五秒一四四三　東経一三〇度三三分三六秒三八二三

八点　北緯三二度三九分四四秒七六六六　東経一三〇度三三分三七秒一四二五

九点　北緯三二度三九分四三秒九〇六八　東経一三〇度三三分三七秒二九七七

十点　北緯三二度三九分四三秒六七六二　東経一三〇度三三分三七秒八二三七

十一点　北緯三二度三九分四三秒七三〇五　東経一三〇度三三分三八秒二七二六

十二点　北緯三二度三九分四三秒六七〇二　東経一三〇度三三分三八秒八九七〇

十三点　北緯三二度三九分四三秒〇四〇〇　東経一三〇度三三分三八秒一二七九

十四点　北緯三二度三九分四二秒六九九九　東経一三〇度三三分三九秒九三四七

十五点　北緯三二度三九分四二秒〇三二一　東経一三〇度三三分三九秒四七八八

十六点　北緯三二度三九分四一秒九三四八　東経一三〇度三三分四〇秒六九九八

十七点　北緯三二度三九分四一秒四八四九　東経一三〇度三三分四〇秒九六六一

十八点　北緯三二度三九分四〇秒八一〇七　東経一三〇度三三分四〇秒六七六七

十九点　北緯三二度三九分四〇秒一九二三　東経一三〇度三三分四〇秒七四二七

二十点　北緯三二度三九分三九秒一〇六二　東経一三〇度三三分四〇秒七七四六

二十一点　北緯三二度三九分三九秒六九六五　東経一三〇度三三分三八秒七三三九